

税・公金収納の効率化・電子化に向けた提案

2021年2月16日

小峰 直

一般社団法人全国地方銀行協会 一般委員長
(株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員)

1. 指定金融機関制度の現状と課題

- n 指定金融機関制度の概要
- n 指定金で行われる書面・対面ベースの業務
- n 窓口収納等により地方銀行が抱える負担の試算

2. 税公金収納の現状

- n 税公金収納の全体像
- n 税公金収納の現状と課題

3. 税公金窓口収納の課題

- n 税公金窓口収納の実態と課題(納税者・金融機関・自治体)
- n 自治体における納税情報の確認作業例

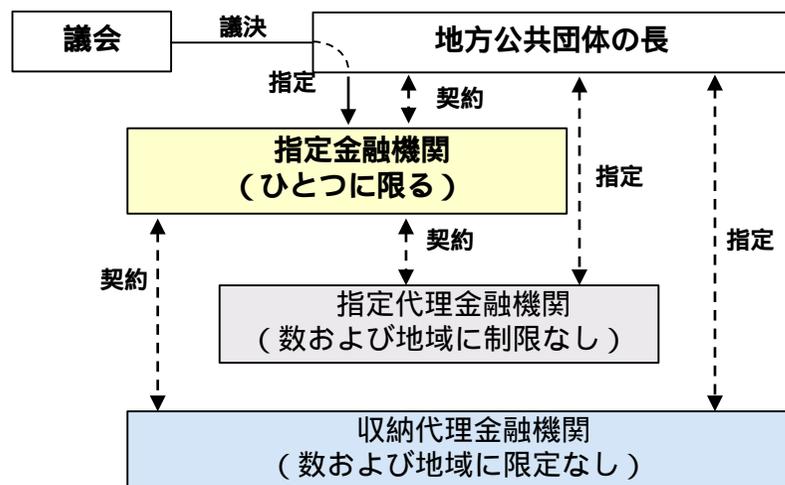
4. QRコード活用の必要性

- n 既存バーコードと統一QRコード導入のメリット
- n 既存バーコードと統一QRコードの比較
- n 三方よし(納税者・自治体・金融機関)の社会的コスト削減に向けて
- n 総務省にご支援いただきたい事項

指定金融機関制度の概要

○指定金融機関は、地方自治法に基づき「地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱う」ことが義務付けられているが、書面・対面ベースの**非効率・高コストな仕組み**が指定金融機関にとって大きな負担となっている。

指定金融機関と指定代理・収納代理金融機関の役割



種類	事務の内容
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 公金の収納および支払の事務、預金事務 指定代理、収納代理金融機関等の統括 会計管理者に対する報告事務
指定代理金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 公金の収納および支払事務、預金事務 指定金融機関に対する報告事務
収納代理金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 公金の収納事務、預金事務 指定金融機関に対する報告事務

印の指定に際しては指定金融機関に意見を求める。

<参考> 地方自治法第二百三十五条

- 第1項 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。
 第2項 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

明治33年 務省令第7号に基づき、地公体の公金の出納（現金のみ）を金融機関に委託する「**金庫制度**」を府県において開始。
 明治44年 内務省令第15号により、金庫制度取扱いの対象を府県から市町村に拡大。
 昭和38年 高度経済成長を背景に地公体の財政規模が拡大したことや、歳入面歳出面において口座振替や有価証券など出納事務が現金以外に多様性を持ってきたことを踏まえ、地方自治法等が改正され、金庫制度は「**指定金融機関制度**」に変更。翌39年から施行され現在に至る。

指定金融機関で行われる書面・対面ベースの業務

収納関係の業務

派出（役所内に窓口を設け税公金収納の受付等）



- 8:00頃から支店で派出で使用する現金・書類等を準備し、搬送用のカバン等に収納



- 支店から、役所内の派出へ現金等を搬送
- 派出勤務行員2名に加え、搬送には行員1名が同行し、**計3名で搬送**



- 9:00に派出を開店し、現金納付を受付
- 16:00閉店後は当日の受付を集計し、**現金や納税済通知書を持ち帰る**

支払関係の業務

振込（自治体書式の帳票の振込依頼を受ける場合）



- 自治体書式**の総合振込依頼書を受理
- 帳票(紙)で受取るため支店では毎回数百件の振込を**一件一件確認し電卓等で集計**している
- 各店から集計した結果をセンターに集中し**手作業でデータ化**

現金袋詰め（自治体から市民への補助金支払用等）



- 生活保護費等の現金受給者向けの支払い準備を銀行で請け負っている
- 自治体からのリストに基づき支給日数日前から**手で袋詰めし、支給日には自治体へ搬送し受給者に手渡し**

窓口収納等により地方銀行が抱える負担の試算

収納関係



支払関係



紙と人手に依存した窓口収納の負担は、処理コスト1件300円¹として**年間約400億円**規模。納税者・自治体にも様々な不便・負担が発生。

納税者



- 銀行窓口に出向く負担。
- 書類記入等の手間。
- 窓口混雑による感染リスク。

自治体



- 納付書の作成・郵送コスト。
- 納税データの消込作業。

銀行

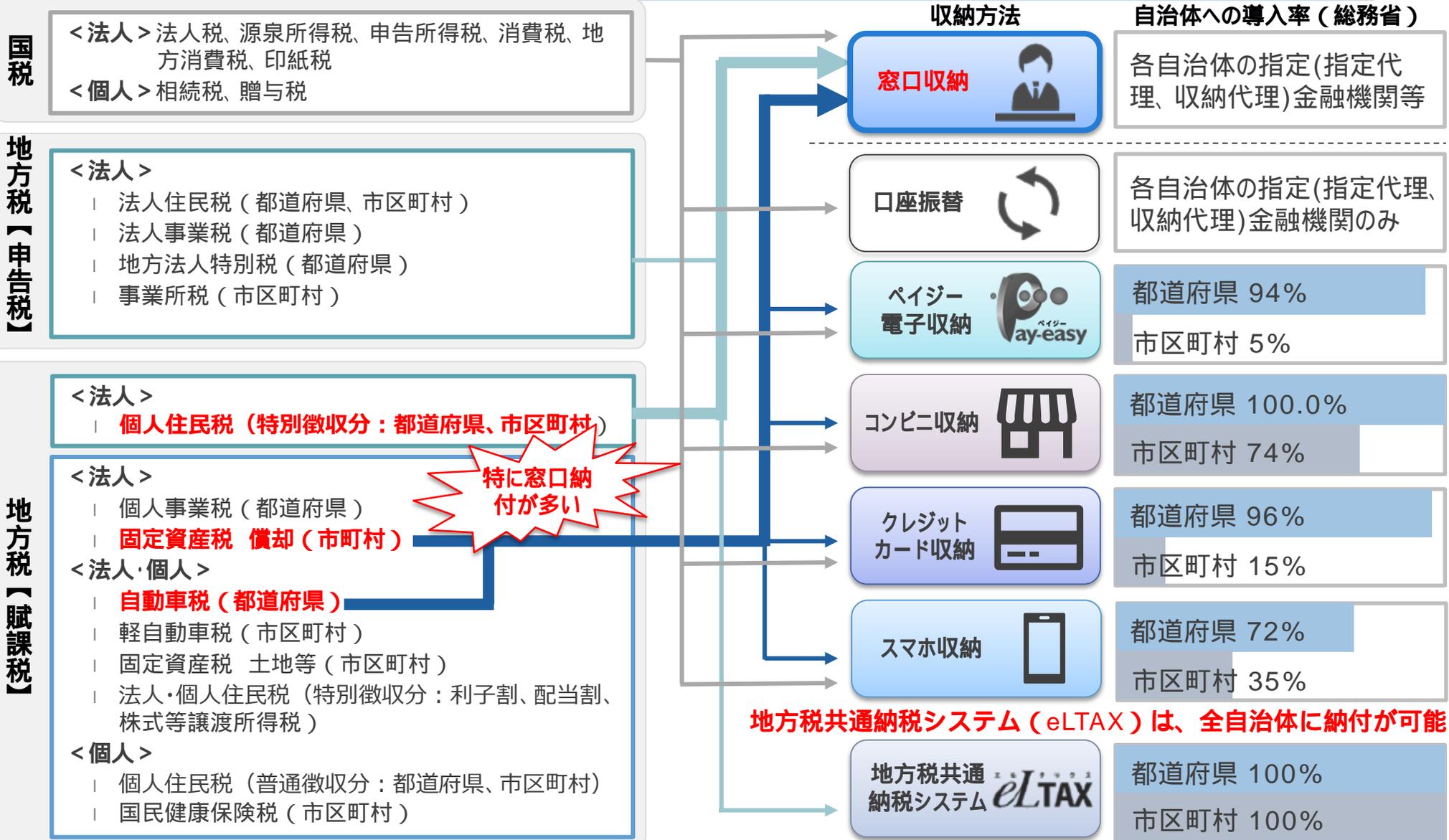


- 窓口での事務対応。
- 大量の書類を事務センターで仕分け・搬送。

1件200円²として...
 年間約**150億円**規模の負担

【参考】2019年度地銀64行 当期純利益合計
5,926億円

税金公金収納の全体像



税公金収納の現状と課題

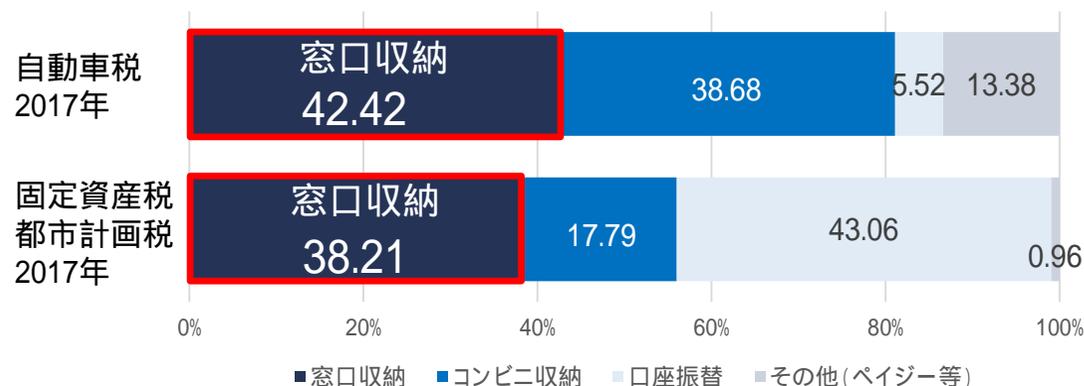
○既に電子納付の手段は複数あるが、**銀行窓口等での対面納付が多くを占める。**
 ○納税者の利便性向上や自治体の紙削減・DX推進を実現し、社会全体のコストを削減していくためには、紙による対面納付を減らし電子納付を拡大することが鍵となる。

納付手段別の納付割合（国税・地方税）

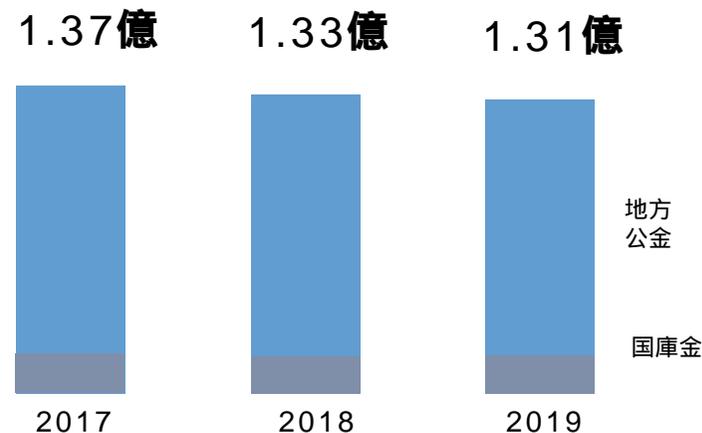
n 国税については、**約7割**は金融機関窓口での対面納付 1



n 地方税については、**約4割**は窓口での対面納付 2



地方銀行の窓口収納取扱の推移（枚） 3



- ü 地方銀行の窓口収納の取り扱い枚数は1.3億枚台で推移しており、**紙による対面手続きはほとんど減っていない。**
- ü 窓口収納のうち地方公金の取り扱いが約9割（約1.1億枚）を占めている。

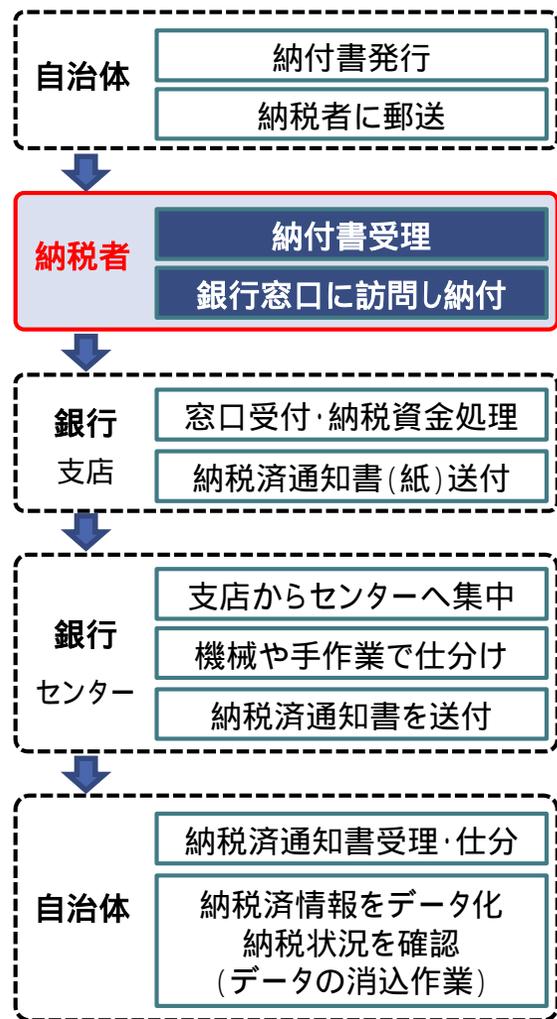
1: 第24回内閣府税制調査会(2019年8月)に基づき作成

2: 地方税における電子化の推進に関する検討会(2019年10月)に基づき作成

3: 2020年6月全国地方銀行協会調

税公金窓口収納の実態と課題（納税者）

指定金窓口収納の主なフロー



消込作業: データ化して照合・確認する作業

- 移動、書類記入、待ち時間等、納付書（紙）での窓口収納は納税者にもコストが生じている。
- 対面での手続きは新型コロナウイルス感染症の観点においてもリスクがある。

納付書の基本的な構造

納税済通知書(済通)

- 銀行から自治体へ送付
- 納付書(原符)
- 銀行で保管
- 領収証書
- 窓口受付の際に納税者へ返却

自治体によって書式はバラバラ



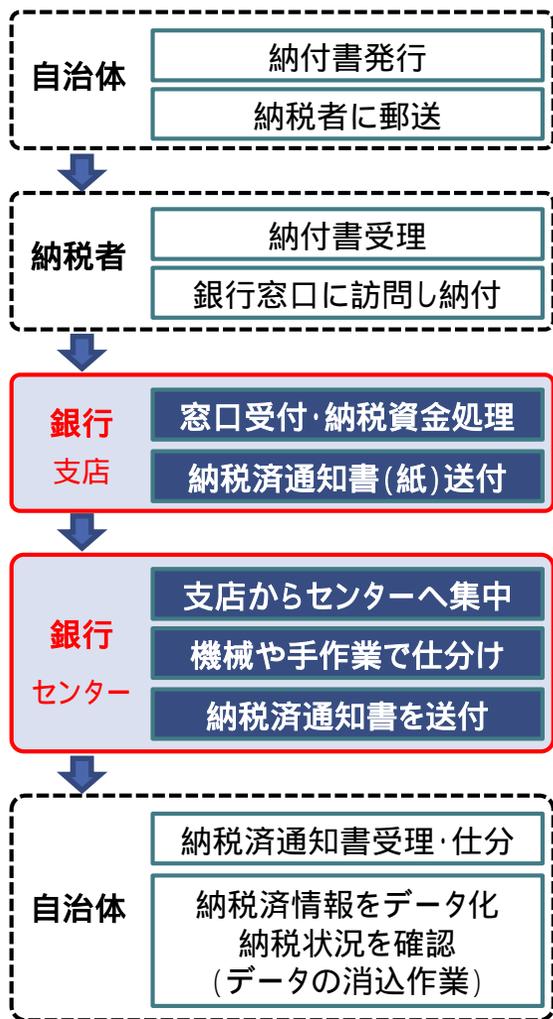
神奈川県Y支店の振込・納税窓口の様子

緊急事態宣言下でも多数の来店客
 入場制限をしておりロビー外の階段まで行列が続く(撮影時の待ち時間は40分)



税公金窓口収納の実態と課題（金融機関）

指定金窓口収納の主なフロー



消込作業: データ化して照合・確認する作業

○ 自治体別・税目別に書式が異なることから、全ての紙を機械で自動的に仕分けることが難しく、人手による作業が多い。

支店窓口での受付とセンター集中



- 窓口では納付書と現金を預かる
- 閉店後当日受付分を取りまとめ、納税済通知書をセンターに集中する

事務センターでの納税済通知処理の様子



- 支店から集められた納税済通知書を機械で仕分けするために、手作業で前処理をする



- 自治体、税目別に機械で仕分ける
- OCRで読みエラーになった場合は手で仕分ける

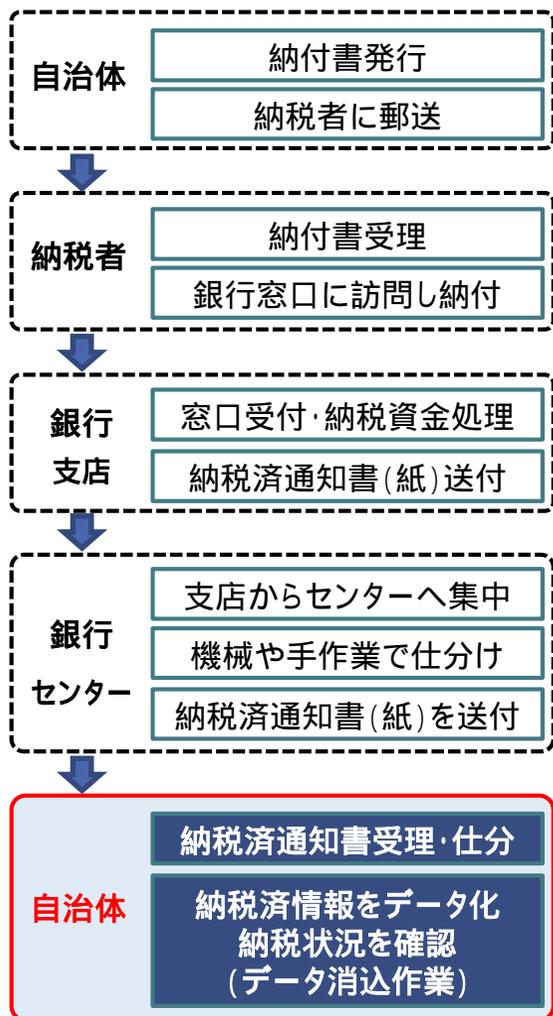


- 自治体・税目別に取りまとめて送付状を作成
- 納税済通知書を自治体へ送付

○ センターでは納税済通知書をデータ化しておらず、機械と手作業による仕分けのみをおこなっている

税公金窓口収納の実態と課題（自治体）

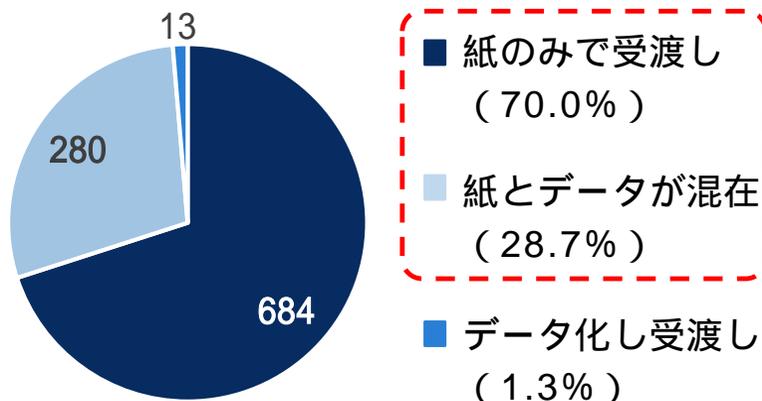
指定金窓口収納の主なフロー



消込作業: データ化して照合・確認する作業

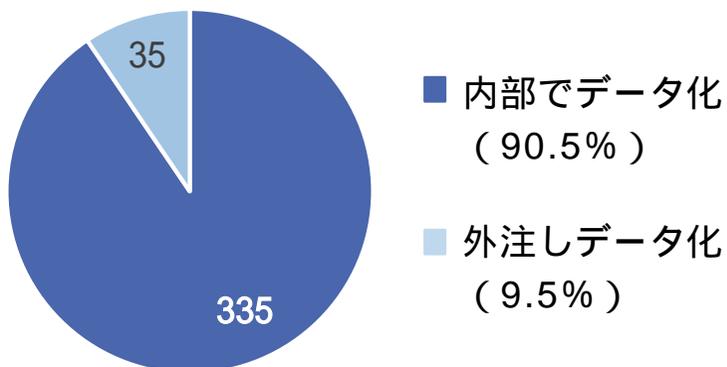
- 銀行から自治体への納税済情報の受け渡しは納税済通知書による紙での受け渡しが中心となっている。
- そのため自治体は納税済情報をデータ化する作業が生じており、自治体にもコストが生じている。

銀行から自治体への納税データ受渡方法（有効回答977自治体）



約99%の自治体で紙による受渡をおこなっている

自治体側での納税情報確認方法（有効回答370自治体）



約91%の自治体において、自治体自身で納税確認作業を実施している

自治体における納税済情報の確認作業例

人口5万～10万人規模の某自治体の納税済情報の確認手続き



- 会計課に到着した納税済通知書を科目ごとに仕分け
- 読取機(OCR)にかける準備をする



- 納税済通知書を読取機(OCR)で読み込み、納税済確認用のデータ(以下、消込データ)を作成する



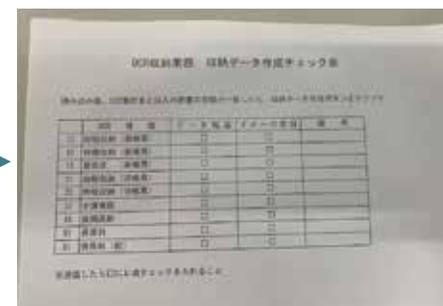
- OCRで読み取れない納税済通知書のうち、バーコードが印字されている納税済通知書についてはスキャナを手作業で読み込みをして、消込データを作成する



- スキャンもできない納税済通知書は手作業で入力し消込データを作成する



- 消込データを各税目に対応しているシステムにデータ転送
- 各税目の管理システムが異なることから、連携しているパソコン毎に作業が必要
- 作業開始・終了の都度、担当課に連絡し、作業中は当該システムを使用しないよう連絡している



- 消込データの作成作業において使用している税目別のチェック
- 作業の完了確認も手作業

既存バーコードの課題と統一QRコード導入メリット

現在のバーコードの仕様と課題

GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドラインによる。



支払期限日

- 払込期限超過の場合、コンビニでの受付は不可。

請求金額

- 6桁しかなく、100万円以上の請求に対応できない。
- 多くのコンビニ納付は30万円が上限。

自由記入欄

- 自治体、税目、納税者特定情報、再発行区分等を記録。
- 自由記入欄21桁を収納代行業者が自由に使用しており、使用方法のルールはバラバラ。

- 〇 収納代行業者毎にルールがバラバラ
- 〇 桁数など情報量に制限があり、今のままで金融機関が使用しても全ての関係者の利便性向上は見込めない

統一QRコードの導入のメリット



省スペースで自治体での消込に必要な情報が格納可能。

種目（税目）コード、調定年度、賦課年度、通知書番号、金額（本税、前納報奨金）、期別...

統一規格とし、全国統一的に推進することで、導入コストを最小限に抑えけるとともに、将来にわたって、全ての関係者の利便性が向上する

納税者



スマホでいつでもどこでも手続きが可能になる。

地公体



金融機関窓口で待たない、並ばない、書かない、対面による接触を回避。

銀行



自治体導入率100%のeLTAXのフローを活用。

納税済情報をデータで受理するため、効率的な消込が実現。

支店やセンターでの集中・仕分けの作業負担が大きく減少し、効率化によるコスト削減が実現。

既存バーコードと統一QRコードの比較

○ 賦課税の納付書に全国共通の統一QRコードを印字しスマホ決済・窓口のインフラを構築することで、対面納付の減少、自治体のDXが進み社会的コストは大幅に削減する

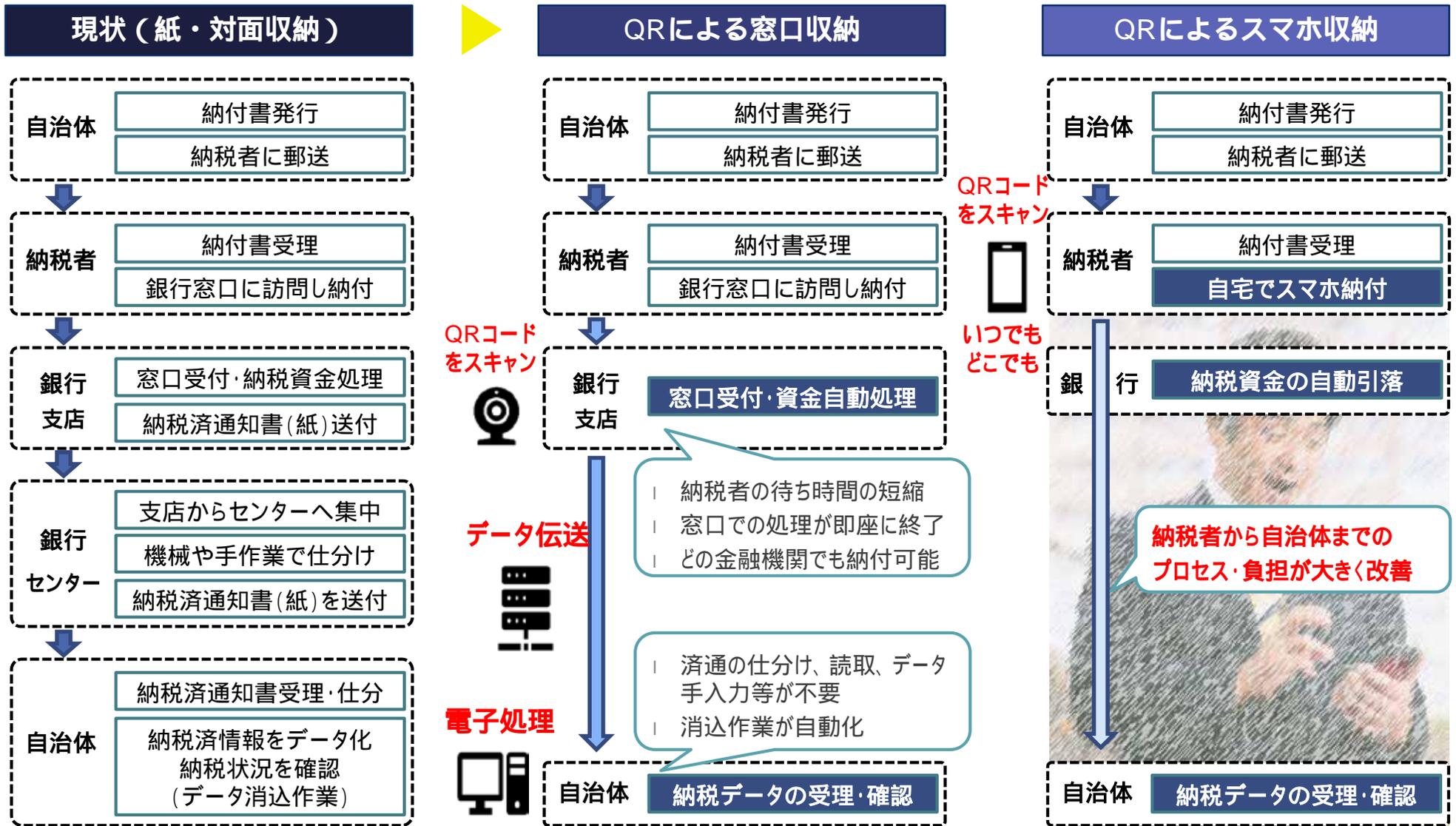
バーコードと統一QRコードの比較

(規格・機能面)



項目	既存バーコード (GS1-128)	統一QRコード	統一QRコードの優位性
ルール(自治体コード等)	収納代行業者でバラバラ	統一ルールで利用	全国統一ルール
金額上限	6桁(コンビニは30万円)	7桁以上可能	高額納付にも対応
サイズ	幅50～60mm、高さ10mm	幅高ともに10mm程度	省スペースで印字可能
情報量	44桁	約300桁(幅高10mm程度の場合)	格納できる情報量が多い
用途拡張の可能性	現行規格では対応できない納付書(国税等)が一定数存在	情報量・スペースの優位性から対応できる納付書が広がる	用途の拡張が容易
読み取り能力	バーコードが棄損した場合読み取りエラー	QRコードが一定程度棄損しても読み取りが可能	読取エラーに強い
入金(資金化)までの日数	2週間程度	3営業日程度を予定	自治体への入金が早い
(その他)			
バーコードが印字できない納付書への対応	スペースの問題でバーコードを印字できない納付書が一定数存在	バーコードを印字できない納付書へ印字が可能 電子納付機会の拡大	納税者の利便性向上
導入にあたって指定金制度への影響	指定金契約見直しが必要(収納代行業者を介するため)	eLTAXの契約体系を活用することで契約の見直しが不要	指定金契約見直しの負担なし
自治体の公募対応に伴う負担	数年に一度収納代行業者を選ぶ公募対応の手続きあり	統一化したプラットフォームに一本化することで公募が不要	自治体の負担軽減

(参考) 統一QRコードによる電子化で改善するフローのイメージ

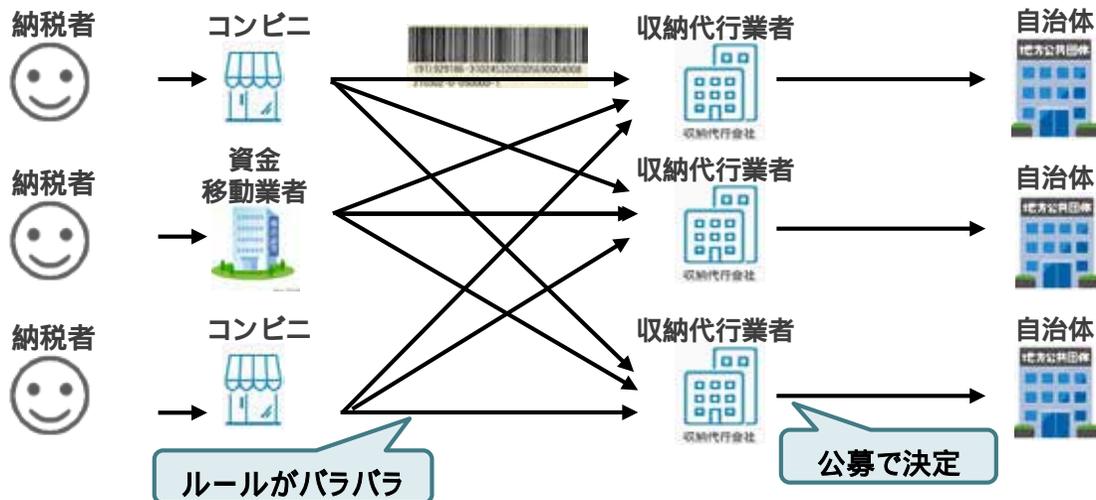


消込作業: データ化して照合・確認する作業

(参考) 既存バーコードと統一QRコードの収納スキームの比較

既存バーコード

既存バーコードによる税公金収納スキーム (イメージ)

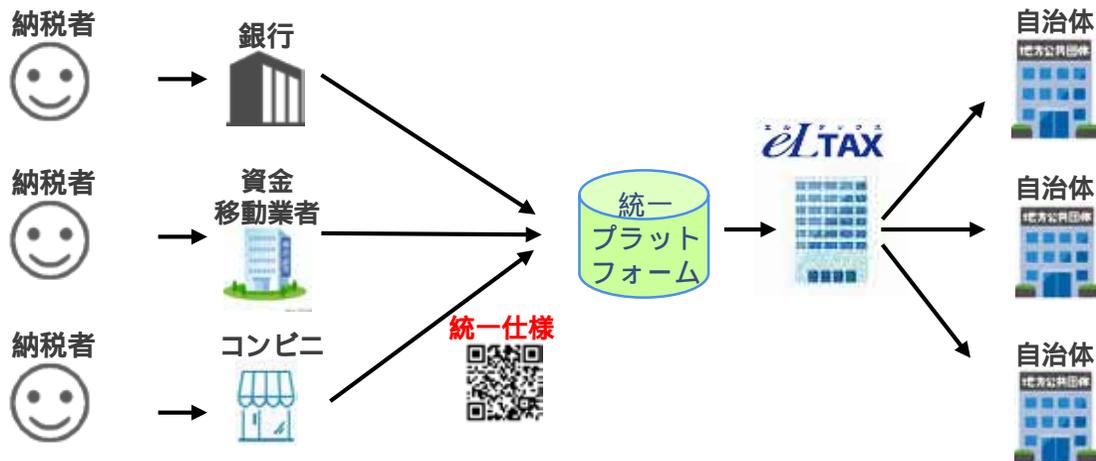


- バーコードのルールは収納代行業者によってバラバラ
- 収納契約も収納代行業者毎に対応する必要がある (決済事業者にとっての負担になる)
- 自治体も定期的に公募で収納代行業者を決定する必要がある

活用に向けての課題が多い

統一QRコード

統一QRコードによる税公金収納スキーム (イメージ)



- 統一ルールにより、決済手段の多様化が進むことで納税者の利便性が向上する
- eLTAXの活用により、自治体の公募対応の負担が減る
- 統一プラットフォームの活用によりeLTAXにおけるデータ統合の効率化が見込まれる。

統一プラットフォームおよびeLTAXの活用により税公金収納の電子化を促進

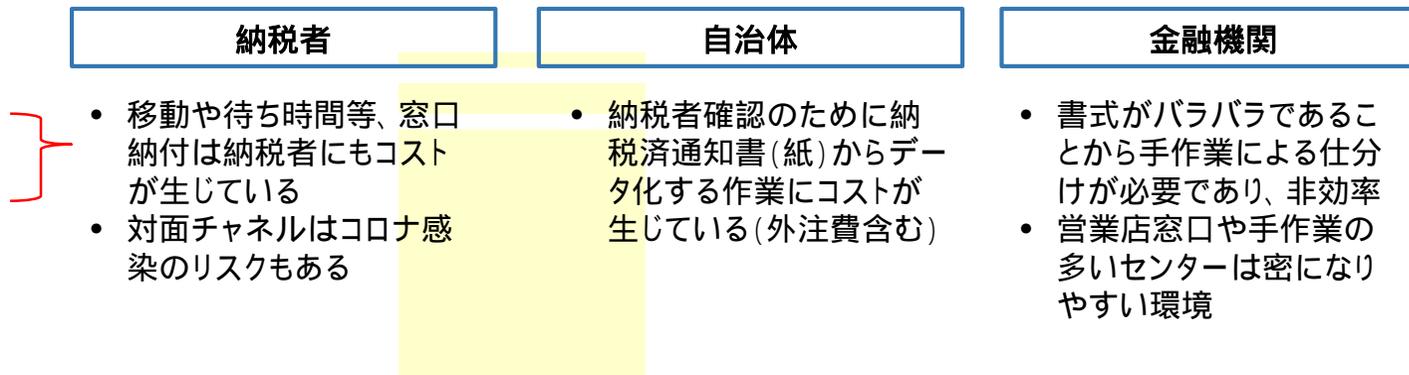
三方よし（納税者・自治体・金融機関）の社会的コスト削減に向けて

- 指定金融機関取引には多くの課題があるものの、まずは三方よし（納税者・自治体・金融機関）の社会的コスト削減に資する、税公金収納の電子化を進める必要がある。
- 電子化が進捗しても、当面残る紙に対応していくために統一QRコードの活用を進めるべき。

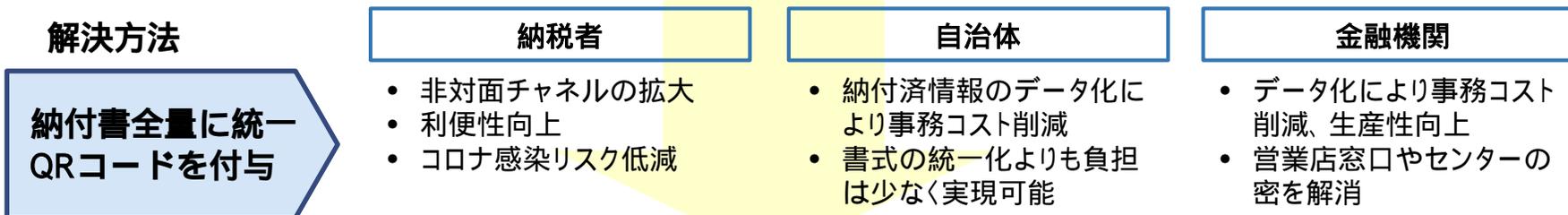
現状と課題

納付方法	割合
口座振替	約3割
銀行窓口	約4割
コンビニ	3割弱
ペイジー	数%
クレジット	
スマホ	

全銀協調



解決方法と想定される効果



目指すべき最終形

非対面納付（PC・スマホ利用）によるペーパーレス（納付書レス）の実現

総務省にご支援いただきたい事項

- Society5.0にふさわしい、誰もが「いつでも・どこでも」効率的に活用できる地方税等の収納環境の整備への積極的なご支援を願いたい。

現状

- 自治体が収納業務等を電子化しようとするためのインセンティブが働きにくい
- 結果的に自治体による納税者への電子化への働きかけが弱くなっている可能性がある

自治体側の状況

- 自治体別にバラバラなシステム
- 納税済情報の確認作業が非効率であると認識しても、予算や人的な問題から、改善に着手できない環境にある自治体が多く見られる
- 多くの指定金取引が無償であることから、こうした手作業による非効率業務が議論されにくい環境

改善に向けた取り組み

- 納付書への統一QRコード印字の早期実現
- 納税済通知書の取り扱い見直しなど、電子化を進めるための仕組みづくり

具体的な対応案

- QRコード印字の実現に向けた初期投資への補助等、自治体の電子化の取り組みを支援
- 電子納付の際には、納税済通知書の送付や保管を廃止可能とするなどの電子化に向けた法制面・体制面の整備
- 納税者への裨益という観点から、ペーパーレス化に向けた施策の展開